

二宮ブランド推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、二宮ブランド推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、二宮ブランド戦略（平成21年3月策定）を基本として、二宮町の地域資源を最大限に活用し、「二宮ブランド」の確立による町のイメージアップと産業振興を図ることにより、町経済の活性化をめざすことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 二宮イメージアップ戦略に関すること。
- (2) 特産品パワーアップ戦略に関すること。
- (3) 観光交流レベルアップ戦略に関すること。
- (4) 「二宮ブランド」の認定に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項。

(組織)

第4条 本町の産業に関わる事業所、関係団体・機関及び一般町民の中から、本会の目的に賛同する者をもって構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(役員及び職務)

第6条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の中から互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の開催)

第7条 協議会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(運営機関の設置)

第8条 協議会は、二宮ブランド推進のため、必要に応じ専門部会を設置することができる。

(審査機関の設置)

第9条 二宮ブランドの認定に関し必要な事項の審査を行うため、二宮ブランド認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 本会委員の中から、審査担当委員2名を選任し、審査会の委員長及び副委員長となる。ただし商品の認定審査を受ける事業所及びその直接関係者、または認定商品を扱っている事業所及びその直接関係者は委員の資格を持たない。

3 審査会の設置に関する要綱は、別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、二宮町都市経済部産業振興課において処理をする。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。